

平成27年度 西区対話集会開催概要（7月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
1	<p>西武バス加茂川団地車庫より大宮南高校への通学路において、未舗装部分があり、雨が降ると水たまり箇所が出来て非常に歩きにくいので、簡易舗装をお願いしたい。 また、暗い場所でもあるので街路灯新設もお願いしたい。（土地所有者に問題あり。）</p>	<p>市道40483号線における舗装整備について、現在当該箇所は道路境界が確定しておらず、未舗装区間となっております。舗装整備のためには舗装要望申請書の提出が必要となり、隣接土地所有者の舗装同意が必要となるため、今後、境界確定及び舗装要望申請がされれば舗装整備を施工してまいります。 なお、陥没等が発生しましたら、西区役所のくらし応援室までご連絡をいただければ、補修をまいります。 また、街路灯の新設につきましては、ご要望いただいた箇所が灯柱を電柱に共架するものであるため、電気の供給も含め技術的には支障がないと考えておりますので、土地所有者の理解を得ながら、予算の執行状況によりますが設置に向け検討してまいります。ご理解のほどよろしくお願いたします。 【建設局北部建設事務所道路維持課／西区役所くらし応援室】</p>
2	<p>一部田畑で非常に暗い場所があるので、街路灯の新設をお願いしたい。 （今年の1月、大宮南高校の女子生徒がひき逃げ事故に遭った。）</p>	<p>ご質問をいただいた街路灯の新設でございますが、街路灯の設置場所があること、その場所が個人所有地であれば承諾が得られること、さらに、電気の供給が得られることが必要になります。 要望先は、街路灯に供給する電柱が見受けられませんでした。既設の電柱から電線を伸ばす必要がありますが、設置をすることは、技術的に支障がないと考えておりますので、土地所有者への理解を得ながら、予算の執行状況によりますが設置に向け検討してまいります。 また、その先の西側につきましては、街路灯における要望が西区役所に多く寄せられておりますので、次年度以降になりますが、街路灯の設置を検討してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。 【西区役所くらし応援室】</p>
3	<p>昨年、加茂川団地自治会さんより提起のあった箇所で、一部フェンスが成されていないところがある。小学生の通学路で危険なので、設置をお願いしたい。 （その場所を利用しているのが島根地区の小学生である。）</p>	<p>昨年度の植水地区対話集会にてご要望のありましたフェンスの設置については、当課にて施工する準備を進めておりましたが、フェンスを設置する位置についての調整に時間を要し、年度内の工事ができなかったものです。 新年度予算にて、すでに施工業者への発注が完了しており、7月末までには設置が完了する見込みです。 【経済局農業政策部農業環境整備課】</p>
4	<p>歩車道境界ブロックの反射板の設置について。（全域） 自転車や境界ブロック（出入口）で乗り上げ、転倒、損傷が散見されるほか、個人がペンキなどを塗って自己防衛に努めている所もある。再発防止のため、修繕後は反射板を取り付けてほしい。 また、パトロール等で危険箇所の点検をお願いしたい。 年間の損傷箇所は何件くらいあるのか。</p>	<p>歩車道境界ブロックの反射板の設置についてでございますが、反射板はドライバーに対し視線誘導と道路形状の案内を行うものです。本市では、道路の新設および改築において、道路設計マニュアル内の歩車道境界工付属視線誘導標の記載内容に則して、現場条件などを考慮し設置していると道路部局よりお聞きしております。 また、日々の道路パトロールにより、危険箇所の確認や修繕を実施しておりますが、反射板に特化した点検は実施していないとのことで、西区役所でも実施しておりません。 ご指摘の通り歩車道境界ブロックに乗り上げ、転倒、損傷が見られており、西区役所では、昨年度は8件の修繕を行い、そのうち反射板の交換修繕は2カ所行いました。 ご提案の反射板の設置や危険箇所の点検につきましては、今後も引き続き区民の皆様からの通報やパトロールにより、修繕の際の現場状況や地元要望、警察協議等により、必要とされる箇所については、反射板の設置をしておりますのでご理解の程、よろしくお願いたします。 【西区役所くらし応援室】</p>
5	<p>家庭ごみの出し方マニュアルの配布について。（全域） 毎年家庭に配布されるマニュアルを再確認して利用している。 10戸（アパート）に、単身入居者のゴミ出しが不規則であると苦情があったため、マニュアル配布を行ったところ、問題が解消された。 そこで、住民の転入届を窓口で受理した際に、マニュアルを手渡しで配布してはどうか。 （窓口のパンフレットケースにマニュアルが置いてあるだけのように感じられるのだが、現況はどうか。）</p>	<p>ご提案のマニュアルの配布についてでございますが、マニュアルは、環境局資源循環推進部廃棄物対策課で印刷発行しているものでございます。西区役所を含め、全ての区役所の区民課及び支所において転入届を窓口で受理した際に、家庭ごみの出し方マニュアルを始め本市の地図などその他生活に必要と思われる資料をお渡ししているとのことでした。また、西区役所くらし応援室の窓口にも随時提供できるよう配置しております。 ご指摘の苦情につきましては、引越しの時は忙しいため、どこかに紛れてしまう場合もあるかと思っております。区役所でも周知に努めているところでございますが、このような事がございましたら今まで同様のご協力をお願い申し上げます。 【西区役所くらし応援室】</p>

平成27年度 西区対話集会開催概要（7月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
6	<p>高齢化が進む当地区では、民生委員に求められる役割が大きくなる半面、民生委員の選出が難しくなっている。今後はその選出方法の再検討と併せて、民生委員を補助する民生協力員制度（仮）が必要になってくると思われる。その際、県または市による認定と身分保障が不可欠である。（当地区には平成9年から「在宅補助員」という制度があるが、その位置づけが不明確なため、活動にバラつきがある。）</p>	<p>まず、民生委員の選出方法について、大まかに流れを説明させていただきます。</p> <p>現在は、各地域で自治会を中心といたしまして、その地域の民生委員に相応しい候補者を選出いただいているわけですが、やはり、最初の候補者を探すことが、一番のご苦勞ではないかと思えます。昨今、民生委員の候補者探しが難しくなっている状況は、西区役所としても、認識しております。各自治会長様におかれましては、民生委員候補者の推薦について、ご多忙にも関わらず、ご理解・ご協力をいただいていることに対しまして、改めて感謝を申し上げる次第でございます。</p> <p>次に、「民生協力員制度の設置」についてのご質問ですが、民生委員の「成り手不足」という状況は、地域社会の結びつきが薄れつつある傾向に加えまして、民生委員活動に負担を感じるなど、様々な要因が重なっているものと考えており、民生委員の負担の軽減は一つの課題と認識しております。</p> <p>このことに関しましては、本市におきましても、民生委員の負担軽減や、新たな地域福祉の担い手の掘り起し、すなわち民生委員の成り手不足の解消につながる方策として、この「民生委員協力員制度」の導入を昨年度から検討し始めております。</p> <p>すでに幾つかの自治体でこの制度を導入しておりますが、把握している限りでは、新潟市や千葉市を始め、東京都内の29の区市町村におきまして導入されております。</p> <p>千葉市の制度概要を一つの例として申し上げますと、民生委員1名につき、1人の協力員を配置することができ、市長が委嘱をいたします。協力員は、民生委員の指示のもとで民生委員活動の補佐を行い、具体的には、地域住民から相談を受けて必要な助言や援助を行ったり、民生委員に同行、もしくは民生委員と分担して調査を行ったり、各種イベントに参加したりするということです。いずれも民生委員への報告・連絡・相談が必ず必要ですが、活動内容は各民生委員が協力員と調整して定めるものであり、民生委員活動のどこまで補佐するかは、各協力員によって異なる、といったものです。</p> <p>これまでの検討においては、この制度に対して各民生委員から様々な側面からご意見をいただいております。現時点では導入を決定するまでには至っていない状況となっております。このような中、本市では、今後の民生委員のあり方を包括的に検討するため、各区の民生委員の代表者10名で構成するプロジェクトチームを立ち上げました。</p> <p>プロジェクトチームは、本年7月から検討を始めるところでございますが、この中におきまして「民生委員協力員制度」についても継続して検討する予定となっております。制度を導入するかどうかについては、プロジェクトチームの検討結果を踏まえて、さいたま市民生委員・児童委員協議会として改めて意見が集約される見込みですので、現在はその検討の推移を見守りたいと考えております。</p> <p>【西区役所健康福祉部福祉課】</p>
7	<p>中野林南区自治会地区は約240軒から成り立っているが、内10軒が空き家となっており、倒壊の恐れや衛生上・防犯・防災上の問題が懸念される。5月26日に施行された「空き家対策特別措置法」に関し、住民苦情を基に自治会が申請すれば、市または区で代執行を行ってもらえるのか。</p> <p>また、行方不明で失踪届が出ている人が所有している空き家に対しては、どういった対応をしていただけるのか、お伺いしたい。</p>	<p>ご質問のとおり、5月26日に施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」では、「特定空家等」に対する最終的な措置として行政代執行が規定され、自治体が強い権限を持って対処できることとされております。</p> <p>しかし同時に、個人の財産権に深く関わる側面もあり、法的根拠に基づく慎重な対応が求められることから、特措法に基づく「特定空家等に対する措置に係るガイドライン」を参考に、適切に運用してまいりたいと考えております。</p> <p>また、同ガイドラインでは、第一義的な空き家の管理責任は所有者等にあるものとされていることから、まずは助言・指導、勧告、命令という各段階を踏んだ働きかけを十分に行い、所有者等による自主的な改善措置が講じられるよう、努めてまいりたいと考えております。</p> <p>行政代執行を含めた空家等対策の推進に関する特別措置法の運用については、環境局環境共生部環境総務課で検討を進めており、西区役所も連携して対応してまいります。</p> <p>なお、今後もご相談をいただいた空き家に対して、法律の運用が図られるまで、条例に基づき根気強く指導をしてまいりますのでご理解のほどよろしく願います。</p> <p>お話にありました所有者が行方不明となってしまう空き家や、他にもご懸念される空き家等ございましたら、所有者に指導して参りますので、西区役所くらし応援室にご相談くださいますよう、お願い申し上げます。</p> <p>【西区役所くらし応援室／環境局環境共生部環境総務課】</p>

平成27年度 西区対話集会開催概要（7月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
8	<p>通学路における大雨時の冠水対策について。 飯田94番地付近の通学路は、雨が降ると20cm位の水位で10mに渡り冠水する。</p>	<p>道路冠水を解消するためにU字溝整備等に対応する方法について回答します。 現状の道路が狭小で、建築基準法42条2項に該当すれば、後退用地の寄付をいただき、道路幅4mに拡幅し、U字溝整備、舗装整備などの道路整備については、「さいたま市暮らしの道路整備事業」の制度を定め、沿道の皆様と市が協力のもと、道路の拡幅整備を推進しているところです。 当制度の手続きについてですが、最低でも交差点から交差点までを整備要望の範囲とし、その拡幅道路沿線の権利者全員からの整備要望の申請が必要となります。 また、整備条件として、拡幅道路沿線部分の土地の寄付や雨水を流す流末排水施設が必要でございます。そのため、まずは、「さいたま市暮らしの道路整備事業」でご検討するのであれば、建設局北部建設事務所道路安全対策課にご相談していただき、事前調査を行い、申請（整備）の可否を回答させていただきます。 【建設局北部建設事務所道路安全対策課】</p>
9	<p>飯田288番地～日本郵便輸送間の雑草が毎年繁茂するため、防草シートかコンクリートで被せることが可能であれば実施をお願いしたい。</p>	<p>ご要望のありました箇所につきましては、当課にて防草シートを設置することで対応したいと考えております。 しかし、その成り立ちから、近隣農業者により草刈りや浚渫といった日常管理がされてきた農業用の水路につきましても、市街化調整区域において市街化が進み、水路の維持管理作業を担うには、農地の減少による担い手不足だけではなく、農業者の高齢化もあり、負担が大きく、管理できていない水路が増えてきている現状があります。本市への維持管理に係る要望が年々増加しているため、予算の都合上、設置までにお時間をいただくことになるかと思っております。 以上、ご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。 【経済局農業政策部農業環境整備課】</p>
10	<p>手押し式信号設置希望について。 県道57号線「トライアル」～「クロネコヤマト」の近くの交差点は、交通量が終日過密であるが、幼稚園の通学路を兼ねており大変危険である。過去5～6年西警察署に陳情するも未実施であるため、速やかな設置を切に希望する。</p>	<p>県道57号線「トライアル」～「クロネコヤマト」近くの交差点への手押し式信号設置につきましては、平成23年度の対話集会でご要望をいただき、その後、自治会や地域の方々からもご要望をいただいております、その都度、西区役所より大宮西警察署にお話をさせていただいております。 ご提案をいただいた信号機の設置につきましては、西区役所より改めて、大宮西警察署に強く要望をしたところ、改めて調査をさせていただきたいとの回答がございました。 なお、信号機の設置につきましては、西区内の他の地区の要望につきましても厳しい状況でございます。西区役所のできるごととして、通学路を兼ねているとのごことでございますので、ドライバーに注意してもらえるような安全対策を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。 【西区役所くらし応援室】</p>
11	<p>街灯・防犯灯のLEDへの更新について。 市当局において、標記の件について更新の作業を行っていると思うが、当自治会の地域は広範囲のため、未だに更新がなされていないところがある。 今後の更新の予定について伺いたい。</p>	<p>ご指摘の通り、西区役所では、環境にやさしいLED街路灯を西区長 Manifest の説明にもありましたように、年間300基を目標として、設置しているところでございます。 平成27年3月末現在で、西区内には、公衆街路灯が約6000基ございます。そのうちLED街路灯は、約2400基設置しており、公衆街路灯に占める割合が、40%になりました。LED街路灯の設置につきましては、西区内における生活道路で犯罪や事故の発生しやすい学校の周辺や通学路及び老朽化の激しい灯具を中心に交換を進めており、学校の周辺はほぼ完了したところです。 ご質問の更新の予定でございますが、今年度は、自治会さんの地域内でLED街路灯が設置されていない通学路を予算の状況を見ながら進めていく予定でございます。 なお、通学路以外で灯具の老朽化や暗い所、あるいは犯罪が発生しやすい場所などでLED街路灯へ交換や新たに設置の要望がございましたら、西区役所くらし応援室へご相談をお願いします。予算の執行状況によりますが検討してまいりますのでご理解のほどよろしくお願い申し上げます。 【西区役所くらし応援室】</p>

平成27年度 西区対話集会開催概要（7月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
12	<p>当自治会の地域内の交差点は、形態が数種類あるが、未だに道路標識・道路標示がない所が数多く点在している。これらの解消に向け申請したいので、手続きについて教えてほしい。</p> <p>手続き方法に関するマニュアル等を作成して頂きたい。</p>	<p>道路標識・道路標示についてでございますが、さいたま市道路設計マニュアルでは、大きく分けて案内標識、警戒標識、規制標識、指示標識の4種類がございます。</p> <p>案内標識は、目的地の方向や距離等を示し、警戒標識は、注意深い運転を促すもので、道路管理者が設置しております。規制標識は、車両又は歩行者に対して、交通の禁止、制限、指定を行うためのもので、公安委員会または道路管理者が設置しています。指示標識は、特定の方法に従って通行するよう指定するもので、主に公安委員会が設置しています。</p> <p>また、道路標示には、規制標示と指示標示がございますが、いずれも公安委員会が設置しているものです。そのほか区画線や減速標示などドライバーに注意を促す標示がございますが、こちらは、道路管理者や西区役所が設置しております。</p> <p>このように、用途によって設置する申請先が異なりますが、自治会さんの地域内においては、用途によって設置する申請先が異なりますが、自治会さんの地域内においては、一時停止や注意を促すものが考えられます。申請にあたっては、規制や指示に関する標識や標示のうち、「一時停止」や「止まれ」などは公安委員会でございますので、この地域を管轄している大宮西警察署になり、窓口は交通課になります。「交差点注意」などの注意を促す路面標示や看板及び区画線は、西区役所のくらし応援室になります。</p> <p>参考までに県道など広域道路に見られる案内標識（直轄国道を除く）のうち、交差点名などを表示する地点名標識に関する窓口が、北部建設事務所土木管理課、行き先などを表示する道路案内標識に関しては、北部建設事務所道路環境課になります。</p> <p>お話にありました「申請方法に関するマニュアル」につきましては、代表的な標識についての案内の作成を検討してまいります。</p> <p>また、警戒標識につきましては、事例も少ないことから細かい取り決めがございますので、西区役所くらし応援室にご相談ください。</p> <p>なお、道路標識や道路標示は、交通の安全と円滑を図るために必要に応じて設置しております。事前に申請先にご相談をお願いいたします。</p> <p>【西区役所くらし応援室】</p>
13	<p>佐知川団地内市有地（佐知川228-70）の今後について。</p> <p>当該市有地は、団地が2期にわたり分譲されたおおよそ50年ほど前に市から無償貸与された土地で、幅2mほど、長さ100m弱の緑地であり、維持管理を住民が行うことになっているようです。地域住民が剪定や草取り等を行い、維持管理に努めていますが、住民も高齢となり、管理することが困難になっています。そのため、所管であるさいたま市の資産活用課に問い合わせたところ、維持管理をすることは困難であり、仮に市に返還となった場合は、ゴミの不法投棄を防止するため、柵を設置することとした。</p> <p>住民としては、緑地のまま残していただきたい思いがあるため、住民の負担とならないような維持管理の方法はないものでしょうか。</p>	<p>佐知川団地貸付地の今後の管理についてお答えする前に、本市が保有する公有財産の分類についてご説明します。</p> <p>公有財産は行政財産と普通財産に分類されます。</p> <p>行政財産は、公用又は公共用に供される土地、例えば庁舎や道路、学校や公園、緑地等が該当します。普通財産は行政目的に供されるものではなくなくなった土地を指します。当該用地は、この普通財産に該当します。</p> <p>財政局財政部資産活用課は普通財産を所管する課であり、当該用地も普通財産に該当することから、財政局財政部資産活用課では、当該用地を緑地として管理保全することはできません。</p> <p>財政局財政部資産活用課が当該用地を今後維持管理することとなった場合は、不法占拠、不法投棄を防止するための単管柵の設置、年に数回の除草又は防草シート等の雑草対策等、他の普通財産と同様の維持管理を、当該用地においても実施することになります。</p> <p>【財政局財政部資産活用課】</p>
14	<p>公道への外灯柱の設置について。</p> <p>外灯柱を新設する場合は、民地に設置することで新設できるが、近年住宅が増加し、民地に設置できる場所なども難しい。公道に設置することはできないか。</p>	<p>公道への外灯柱の設置についてでございますが、一般的には、外灯や防犯灯と呼ばれておりますが、本市では、公衆街路灯と呼んでいます。この公衆街路灯は、住宅地などの生活用道路沿いに、電柱への設置や専用の柱を建て民有地へ設置しているものが多いです。</p> <p>設置にあたっては、本市の設置基準に基づき、電柱に灯具を共架して設置するものとしており、電柱がない場合には、交通の支障をきたさぬ範囲で公道に設置しております。</p> <p>ご質問の公道に設置することはできないかについてでございますが、主に生活道路沿いに設置される場合が多く、比較的狭い道路が想定されます。このような道路上では、基準に照らして判断した場合、専用の柱で公道に設置することは困難でございます。具体的な場所がございましたら、ご相談をいただければ、西区役所くらし応援室で調査させていただきますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。</p> <p>【西区役所くらし応援室】</p>

平成27年度 西区対話集会開催概要（7月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
15	<p>通常、市からの回覧物は月末や月初め末にある程度まとめて送付されているが、西区からの回覧物やアルディージャのチラシ、その他配布物が月の中間にも配布されることがある。</p> <p>月2回（月末・月初など）配布にし、役員の配布活動を効率化できないか。</p>	<p>今回、ご意見のありました回覧物の件につきましては、日頃から自治会の皆さんが配布活動に大変ご苦労されているとお声を聞いております。なるべく皆さんの負担にならないよう、市民局市民生活部コミュニティ推進課からまとめて送付される回覧物をはじめ、西区役所からお願いする回覧物や大宮アルディージャからの回覧物など、自治会連合会の理事会や各自治会長さんに了承をいただいた回覧物につきましては、月初めにまとめて回覧をしていただけるよう、前の月の26日までに役員の皆さんに回覧物が届くよう依頼者に指導しております。</p> <p>しかしながら場合によっては、回覧物が早く届いてしまうなど、ご負担をおかけしている場合もあるようございますので改めて周知徹底を図ってまいります。</p> <p>なお、各自治会さんに直接依頼のある回覧物につきましては、その点を踏まえまして依頼者の方と調整をしていただければと思います。</p> <p>【西区役所区民生活部コミュニティ課】</p>
16	<p>西区役所で行っているパトロールに際して、地域ごとに注意して見るべき点のリストを作成し、危険の除去に努めてもらいたい。</p> <p>たとえば、路面表示や横断歩道が消えている、交通標識が曲がっていて見にくい、樹木が繁茂しており犯罪の温床になりやすい、など。</p>	<p>ご要望いただきましたパトロールの件につきましては、可能な限り検討させていただきますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>【西区役所くらし応援室】</p>